

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（平成12年岩手県規則第101号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録販売者試験)</p> <p>第9条 <u>法第36条の4第1項</u>の規定による試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による受験願書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(登録販売者試験)</p> <p>第9条 <u>法第36条の8第1項</u>の規定による試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による受験願書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年6月12日から施行する。